

第6次和光市一般廃棄物処理基本計画等

策定支援業務

委託事業者選定プロポーザル

審 査 基 準

令和3年7月

和 光 市

目 次

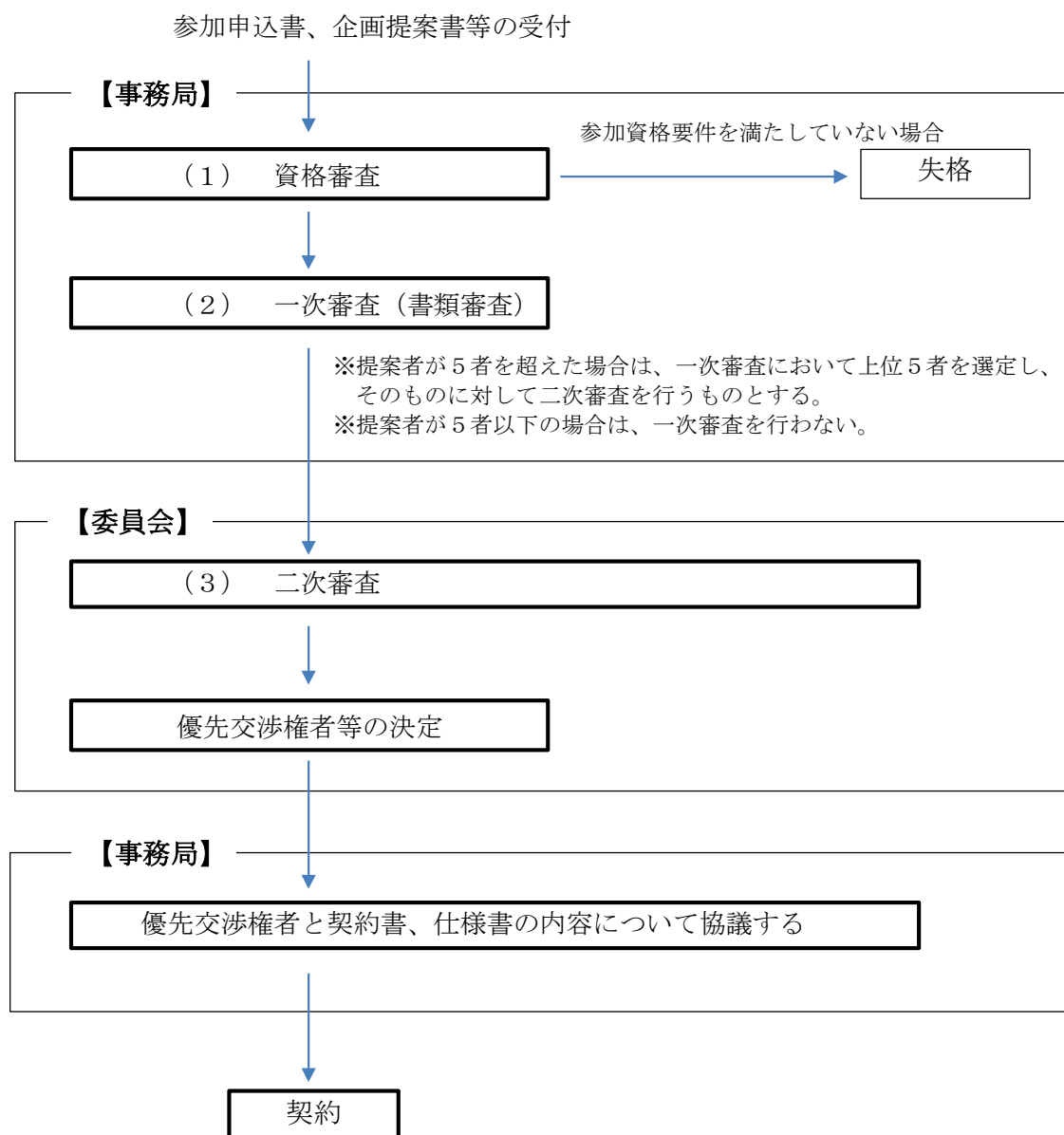
1	総 則.....	- 1 -
2	優先交渉権者等決定の手順.....	- 1 -
3	資格審査.....	- 2 -
4	審査方法.....	- 2 -
5	書類審査及びプレゼンテーション審査	- 3 -
6	価格審査.....	- 4 -
7	審議方式.....	- 5 -
8	優先交渉権者等の決定.....	- 5 -

1 総 則

この審査基準は、「第6次和光市一般廃棄物処理基本計画等策定支援業務委託事業者選定プロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）と一体のものであり、「第6次和光市一般廃棄物処理基本計画等策定支援事業者選定委員会」（以下、「委員会」という。）が、優先交渉権者及び次点交渉権者（以下、「優先交渉権者等」という。）を決定するに当たって、最も優れた提案を客観的に評価・選定するための方法及び基準等を示し、事業者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

2 優先交渉権者等決定の手順

第6次和光市一般廃棄物処理基本計画等策定支援業務委託の優先交渉権者等は、次の手順で提案内容を総合的に評価して決定する。



3 資格審査

事業者から提出される参加申込書等により、実施要領に示す参加資格をすべて満たしていることを確認する。なお、参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

4 審査方法

優先交渉権者等の選定は、事務局による資格審査を行ったうえで、委員会による書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング、価格審査の総合評価により実施する。また、その配点については以下のとおりとする。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{書類審査} & + & \text{プレゼンテーション審査} & + & \text{価格審査} & = & \text{総合} \\ \text{評価点} & & \text{評価点} & & \text{評価点} & & \text{評価点} \\ \\ (20\text{点}) & + & (50\text{点}) & + & (30\text{点}) & = & 100\text{点} \end{array}$$

総合評価点の配点割合（表1）

評価項目		審査	評価点
①	事業者評価	書類審査	20
②	配置技術者評価		
③	企画提案書評価	プレゼンテーション審査	30
④	プレゼンテーション評価		
⑤	見積価格評価	価格審査	30
合計			100

5 書類審査及びプレゼンテーション審査

(1) 書類審査及びプレゼンテーション審査評価項目の配点及び評価の視点

評価項目一覧表 (表2)

評価項目		配点	評価の視点		
【書類審査】	実績及び資格保有状況	(1)参加者の業務実績	10	参加者事業者の同種計画等の作成の実績は十分か。 ①参加資格要件となる実績について、計画区分の同種業務について、1件につき1点 (最大10件)	
		(2)配置予定技術者の実績及び資格	①管理技術者	5	業務の履行において、管理技術者、担当技術者の経験、同種計画等の作成の実績は十分か。 ①参加資格要件となる実績について、同種計画1件につき1点(最大5件)
			②担当技術者	5	
【プレゼンテーション審査】	企画提案書の内容	【特定テーマ1】 業務の実施方針及び具体的内容	10	業務の目的や業務内容を適切に理解し、業務の実施方法が具体的かつ実現性を持って示されているか。 以下の視点で、「5段階評価」を行う。 ①業務遂行の基本的な考え方は国や県、市の方針に適合しているか ②業務内容を理解し、実現性の高い提案となっているか。 ③提案者の経験や実績等から主体的な提案が示されているか。 ④今後の社会情勢や先進取組事例等の提案が示されているか。 ⑤課題を把握し、その解決に向けた具体的な調査手法の提案がなされているか。	
		【特定テーマ2】 業務の留意事項と対処方法	10	業務の留意事項を適切に理解しているか。また、対処方法は適切か。 以下の視点で、「5段階評価」を行う。 ①当市の現状や、廃棄物処理政策の課題を的確に理解しているか。 ②計画策定に向けたプロセスを十分理解し、円滑な事業推進を念頭においた留意事項を見出し、適切かつ現実的な解決方策が提案されているか。 ③業務の遂行にあたり、具体的なスケジュールが示されているか。 ④組織体制や支援体制は明確で、臨機応変な対応が可能か。 ⑤ごみ処理広域化を踏まえ、本市のごみ処理についての課題整理や課題解決に向けた提案のプロセスが具体的に示されているか	
	プレゼンテーション内容	専門技術力、コミュニケーション能力及び取組意欲	30	業務に必要な専門性を有しているか、コミュニケーション能力及び業務への取組意欲は十分か。以下の視点で、「5段階評価」を行う。 ①管理技術者及び担当技術者の知識・経験を踏まえ、提案内容に説得力があるか。 ②テーマに関する補足説明が明確で、業務の目的をよく理解しているか。 ③提案内容の説明が十分であり、理解しやすいか。 ④質問に対する応答の明確性、迅速性が高いか。 ⑤説明から業務に対する意欲が感じられるか。	
【価格審査】	価格	見積価格	30	最低見積価格/当該参加者の見積価格×30点 (小数点以下を切り捨て)	
計			100		

(2) 書類審査（実績及び資格保有状況）の点数化方法

「評価項目一覧表（表2）」における実績及び資格保有状況に係る評価項目の点数化方法及び判断基準は、「評価項目一覧表（表2）」に示す評価項目ごとの「評価の視点」により、事務局が点数化する。点数が同じだった場合は、直近の業務実績が多い者を上位者とする。

(3) プレゼンテーション審査の点数化方法

プレゼンテーション審査における評価項目の点数化方法及び判断基準は、「評価項目一覧表（表2）」に示す評価項目ごとの「評価の視点」により評価を行い、以下に示す「評価項目の点数化方法（表3）」により点数化する。

評価項目の点数化方法（表3）

評価	指標	点数化方法
A	優れている	配点×100%
B	やや優れている	配点×75%
C	平均的であり一般的である。	配点×50%
D	物足りなさを感じる。	配点×25%
E	物足りない。不安がある。	配点×0%

(4) 最低基準点の設定

総合評価点が60点未満であった場合は失格とする。なお、参加者が1者の場合であっても審査を行い、最低基準点以上であった場合には、優先交渉権者として選定することができるものとする。

6 価格審査

事業者から提出された見積書に記載された見積価格について次のとおり評価を行い、評価点を付与する。

(1) 予定価格超過の確認

見積価格が予定価格を超えていないことを確認し、見積価格が予定価格を超える場合は、失格とする。

(2) 見積価格の点数化方法

見積価格の評価点については、以下の式により算定する。

なお、計算にあたっては、小数点第2位以下を四捨五入する。

【事務局案】

$$\text{見積価格の評価点} = \frac{\text{最低見積価格}}{\text{当該事業者の見積価格}} \times \text{配点 (30点)}$$

(3) 見積書の開封時期

見積書については、プレゼンテーション及ヒアリング実施後に開封する。

7 審議方式

最終評価の決定方法については、全委員で審議を実施したのち、委員各自の判断により委員ごとの評価を決定し、全委員の評価点を平均する。

また、評価点の計算にあたっては、小数点第2位以下を四捨五入する。

8 優先交渉権者等の決定

提案内容に対する総合評価（書類審査、プレゼンテーション審査及び価格審査）により総合評価点を算出し、委員会の審議を経て、総合評価点の最も高い者を優先交渉権者に、次点の者を次点交渉権者に決定し、選考結果を市長に報告するものとする。

なお、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、書類審査及びプレゼンテーション審査の合計得点が最も高い者を優先交渉権者とする。